

第二管区海上保安本部公示第19号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年6月30日

第二管区海上保安本部長
長井 総和（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
 - （2）住 所 青森県青森市中央三丁目20-38
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 馬淵川河口（付図のとおり）
 - （2）期 間 令和7年7月15日から
令和7年11月4日（内7日間）
- 3 水路測量の実施方法
GNSSによる測位、音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

